

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本業務は、ユネスコ無形文化遺産に登録された郡上踊を代表とする風流踊りを発信するとともに、国際色豊かなステージイベントと、国内外の飲食、物産販売ブースを設置し、文化の大交流を実現するものである</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別な事情の説明</p> <p>本業務の目的に対し最大の成果を得るためには、柔軟な発想やアイデアを有し魅力的な企画を提案することができ、集客力の向上に寄与する出演者の選定や効果的な広報手法に係るノウハウやネットワークを持つなど、高度な知識や経験に基づき、本業務を円滑に実施する能力を有する者に委託する必要がある。</p> <p>従って、本業務については、単なる価格競争による入札で契約の相手方を決めるのは適當ではなく、能力と実績のある事業者を選定することが必要である。</p> <p>そのため、契約者の選定にあたっては、競争入札による価格競争には適さず、こうした分野に精通する者から提案される企画を比較検討する「一般公募型プロポーザル」により、契約者を決定することが必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和6年4月4日に開催された『「清流の国ぎふ」文化祭2024海外・国内大交流プログラム会場設営・運營業務委託プロポーザル評価会議』において、企画提案を評価した結果、(株)セレスポ 岐阜支店が最優秀提案者（契約交渉の相手方）として選定された。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。